

## 座間市パートナーシップ宣誓制度（案）

### 1. 趣旨

本市では、「ざま男女共同参画推進指針」の理念に基づき、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な生き方を選択できる社会づくりを進めており、その一環として、様々な事情により婚姻の届出をしていない、又は届出ができない二人を対象としたパートナーシップ宣誓制度を新設するものです。

### 2. 制度の目的

法的な効力はありませんが、パートナーシップにある二人の思いを尊重し、日頃の生きづらさを緩和し、誰もが安心して暮らせるような環境づくりを推進するものです。

### 3. 制度の定義

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、共同生活において、相互に責任を持って協力し合うことを約束した二人の関係をいいます。

### 4. 宣誓をすることができる者の要件

宣誓をすることができる者は、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 民法に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市民であること。また、一方が市民で、他方が3か月以内に市内に転入予定であること。
- (3) 婚姻をしていないこと。
- (4) 宣誓をする相手以外とのパートナーシップがないこと。
- (5) 民法に規定する婚姻をすることができない続柄（近親者等）ではないこと。ただし、パートナーシップにある二人が養子縁組している場合は、養子縁組を解消した後に宣誓をすることができる。

### 5. 宣誓に必要な書類

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 婚姻していないことを証明する書類
- (3) 本人が確認できる書類

### 6. 宣誓手続の流れ

- (1) 宣誓日の事前予約
- (2) 宣誓日当日  
ア 必要な書類を持参し、予約日時に二人で来庁します。

イ 職員の面前でパートナーシップ宣誓書とパートナーシップ宣誓に当たっての確認書及び同意書にそれぞれが記入署名し、必要書類を添えて提出します。

ウ 職員が宣誓内容と要件を確認し、適正であれば宣誓書を受領します。

### (3) 受領証等の交付

宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。(原則即日交付)

## 7. 「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領証カード」の返還

宣誓者双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき、宣誓者の一方若しくは双方が市外に転出したとき又はその他宣誓者の要件に該当しなくなったとき、宣誓者は「パートナーシップ宣誓書受領証」等を返還するものとします。

## 8. 無効となる宣誓

(1) 宣誓をすることができる者の要件に反しているとき、宣誓書の内容に虚偽があったとき、又は宣誓者の一方若しくは双方にパートナーシップを形成する意思がないとき、宣誓は無効とします。

(2) 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証の交付番号を公表することができるものとします。

## 9. その他

(1) 正当な理由がある場合は、通称名を使用することができます。

(2) 市長は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して、公平かつ適正な対応が行われるよう、市民や事業所への周知啓発に努めます。

## 10. 導入時期

令和4年10月1日予定